

## 規約改訂チェックリスト(案)

規約改訂に関して、下記に示す項目についてチェック(○、×)を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

審議・検討日	2013年2月15日
審議機関	(委員会/WG名等を記載) 実用化推進委員会/設備見積WG

改訂内容	(提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載) CI-NET と C-CADEC の資機材コード統合に係る改訂要求について
------	--

チェック項目	チェック	指摘事項等
1. 既存ユーザへの影響度合い	①実稼動しているシステムの改修度合	△ 資機材コードの変換テーブルを改修する必要がある。トランスレータへの影響はない。
	②業務の見直し、変更への影響度合	△ これまで資機材コードは1つのバージョンしか存在していなかったため、各社で資機材コードのバージョン管理を新たに行う必要がある。
	③いずれのユーザの負担が大きいか	○ 発注者、受注者いずれも、同様の対応が必要である。
	④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か	○ 上記①、②に係る内容が関連すると思われる。
	⑤即時の対応が可能か否か	△ システム変更が伴うため、対応時期については、各社あるいはASP事業者等との調整が必要。
	⑥立場の違いなく対応が可能か否か	○ 立場の違いに関して、特に対応の違いが出てくるとは考えにくい。
2. 各社固有の業務要件か	①他ユーザの賛同の有無	○ 資機材コードの改変に伴い、バージョン管理は必須であり、賛同は得られるものと考えられる。
	②業務の変更による対応可否の検討有無	/
3. 印刷要件か	①各社の帳票出力に依存する項目が否か	/
4. 二重要件	①他項目での類似機	

か	能がないか	/	
5. 定義の明確化	①類似項目との違いは明確か	/	
	②規約全体を通して定義を明確にしているか	/	
6. 改訂の緊急度	①即時対応の必要性の有無	△	Stem コードの CI-NET 資機材コードへの取り込み時期を踏まえての対応が必要である。

審議結果	(単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)
今後の対応	(上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)

【チェック欄の凡例】

○:問題なし

△:やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい

/:対象外／該当しない

×:問題あり／指摘事項への対応が必要

【参考】規約改訂チェックリスト(平成 17 年度活動報告書より)

## 規約改訂チェックリスト

### 内 容

1. 規約改訂チェックリスト策定の背景
2. 規約改訂チェックリスト使用の目的
3. 規約改訂チェックリストの使い方
4. 規約改訂に係るチェック内容
  4. 1 既存ユーザへの影響度合い
  4. 2 各社固有の業務要件かの判断
  4. 3 印刷要件かの判断
  4. 4 二重要件かの判断
  4. 5 定義の明確化
  4. 6 改訂の緊急度

CI-NET 標準化委員会／ビジネスプロトコル メンテナンス WG

## 1. 規約改訂チェックリスト策定の背景

実用に供するメッセージが増加していく中で、従来各メッセージにおけるデータ項目について「本当に必要な項目」と「あればより活用の可能性がある項目」とが追加要求として上げられ、それらはほとんどが要求を否定されることなく追加されてきた。

ただし、それらの中には後々になって安易に追加されたものもあるのではないかとといった指摘がある項目もあり、この際主としてデータ項目の追加に係るプロセスの中で、重視すべき点を「チェックリスト」の形で策定することとした。

## 2. 規約改訂チェックリスト使用の目的

標準ビジネスプロトコル(以下、標準 BP)および CI-NET LiteS 実装規約(以下、実装規約)の両規約(ここでは標準 BP ならびに実装規約双方を指す)について、主にデータ項目の追加の場合に、以下のような観点でのチェックを行うことを目的とする。

- ・本来の追加、改訂の必要性が高い項目の峻別を正しく行う
  - －(例)業務の実態から従来と同じ業務処理を行うにあたって必要とされる項目
- ・明確な必要性を提示・説明できていない項目の安易な追加等を行われることを防ぐ
  - －(例) EDI データに乗せて交換しなくてもよい社内管理に必要な項目
- ・データ項目の追加、改訂に係る議論の結果を残し、後に類似の検討を行われることを防ぐ
  - －チェンジリクエストの記載内容だけではなく、それを議論した経過、結果も残すことで、以後の当該項目追加検討に直接関わっていなかったユーザでも状況がわかるようにしておく

## 3. 規約改訂チェックリストの使い方

本チェックリストの使い方として、利用場面およびユーザは以下のような内容を想定している。

- ①BP メンテナンス WG がチェンジリクエストに基づき、データ項目の追加、変更等の改訂に係る審議、検討を行う際の「ものさし」として利用する。
- ②改訂要求を提出するユーザが、提出前に事前のチェックを行うために利用する。

上記のような使い方をすることにより、以下のような効果が期待できる。

  - ・総合工事業者、専門工事業者等、立場の違いを考慮することなく、共通的、統一的な判断ができるようになる。
  - ・BP メンテナンス WG のメンバ以外でも、データ項目の追加や修正の判断を行うことができるようになる。

## 4. 規約改訂に係るチェック内容

「規約改訂に係るチェックシート」において規定する、項目追加・改訂に対する具体的なチェック項目は以下の通りである。

また、既に規約化されているものについても、規約の原理原則に照らして適当でないと判断されるようなものがあれば、使用を制限していくなどの方策がとれるよう、チェック項目の内容を充実させていく。

### 4.1 既存ユーザへの影響度合い

既に実装が進んでいる業務については、規約改訂によりデータ項目の追加という判断がなされた場合、実際に稼動しているシステムに改修を加える必要が出てくる可能性がある。この場合、次のバージョンアップまで取り込むのを待てる性質のものか否かにより、その影響範囲の及ぼし方が異なってくると思われる。

またシステム面だけでなく、各社の業務に対しての影響が及ぶ可能性のある提案内容である可能性もあり、その見極めが必要である。

(具体的なチェック項目)

#### ①実稼動しているシステムの改修度合

各ユーザが実際の業務で利用しているシステムに対して、どの程度の改修の影響を及ぼす改訂の提案なのか、工数・費用面での問題はないか、などが挙げられる。またユーザからの視点だけではなく、システム改修するシステムベンダ側の対応も考慮する必要がある。

#### ②業務の見直し、変更への影響度合

システム面以外に業務の変更を伴うようなものか、その影響はどの程度か

#### ③いずれの立場の負担が大きいか

発注者側、受注者側、あるいはシステム改修するシステムベンダだけ、と言ったように、どこか1箇所に負担が大きくなるようなことはないか、両者にとってメリットがあるのか、など

#### ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か

システム面、業務面等において、それぞれどのような影響がどの範囲でどの程度及ぶかについての把握ができているか

#### ⑤即時の対応が可能か否か

対応に際して、短期間での対応が可能なのか、長期に渡るものか

#### ⑥立場の違いなく対応が可能か否か

大企業やリソース確保が容易な企業なら対応できるが、中小零細企業では対応できないといったことがないか

#### 4.2 各社固有の業務要件かの判断

標準 BP、実装規約とも業界で標準的に使えるものを目指し策定、管理に取り組んでいるものであるが、そこに各社の業務運用上必要であるといった理由だけで提案されるものを標準の規約に取り込むことは避ける必要がある。

追加、改変の必要性については、より多くの企業で利用している、あるいは利用することが前提となるものに対して考えていくことを基本とするべきである。

(具体的なチェック項目)

①他ユーザの賛同の有無

WG 等の検討の場で、他のユーザからも利用している実績あるいは今後積極的に利用可能である旨の賛同が得られているか

②業務の変更による対応可否の検討有無

規約の改訂ではなく提案者内部の業務変更等によって対応が可能かどうか、その規約改訂により、逆に他の企業に対して業務変更等の影響を及ぼさないか

#### 4.3 印刷要件かの判断

CI-NET の当初の議論は既存の帳票の EDI 化といった観点で議論が進められてきたと思われる。このため現在の標準 BP や実装規約には、帳票出力のためだけに必要なデータ項目が規定されている。

(例、明細行の 2 段記載に係る[1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1251]明細別備考欄はそれぞれ明細行 1 行あたり最大 2 段記載となっている)

本来 EDI データを印刷するか否かはデータを受信した側で判別、処理すべきものであって EDI データに載せてやり取りする内容ではないといえ、今後そのようなデータ項目が出てこないかという視点で見ていく必要がある。

(具体的なチェック項目)

①各社の帳票出力に依存する項目が否か

上記の例に示すような印刷、出力を規定するような項目でないか

#### 4.4 二重要件かの判断

ある項目で内容が規定されていながら、他の項目の設定内容により、前者で規定した内容と齟齬が生じるようなケースが想定されるものがある。

特に下記の例に示すように、コード化している項目でのフラグやチェック値等において留意する必要がある。

(例 1、[1179]帳票データチェック値:確定注文メッセージのマルチ 7 回目について、明細データ

の構造がフラットか否か)

(例 2、[1179]帳票データチェック値:確定注文メッセージのマルチ 1 回目について、[1]データ処理 No.がメッセージの全体情報部分と帳票データチェック値の 2 箇所に記載されることになっているため、同一のメッセージであるにも拘らずこれらが異なっていた場合に問題になる)

(具体的なチェック項目)

①他項目での類似機能がないか

既に規約に規定されている項目やルールと、提案内容とで重複する部分や齟齬が見られるようなところはないか

#### 4.5 定義の明確化

規約では同じような項目名で定義されているデータ項目を目にすることがある。それらは本来異なる位置付け、意味づけのもと定義されているものであるはずだが、一部の項目ではその定義があまり明確に切り分けされていない例も見られる。

これを避けるためには、既に規定されている項目とはどの部分が異なるのか、違いを明確にしつつその内容について摘要にて記載することが必要である。

(具体的なチェック項目)

①類似項目との違いは明確か

既に規約に規定されている項目やルールと提案内容との違いは説明できるか

②規約全体を通して定義を明確にしているか

記載スペースが不足したために追加したと思われる「○○○2」といった項目に代表される、定義(摘要)の記載のあいまいさがないかどうか

#### 4.6 改訂の緊急度

将来的に規定されているとありがたいといったレベルと、すぐにでも利用できるようにならないと当面の業務運用に支障が生じるというレベルとでは、検討のスピードに自ずと差が出てくると思われる。そのような視点も置きながら、改訂に関する議論を進める必要がある。

(具体的なチェック項目)

①即時対応の必要性の有無

至急の対応が必要なものか、将来的にあればよいといったレベルなのか